

第8回岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部会議

平成16年10月15日 10:30～

市長応接室

小野崎助役、松谷助役、収入役、市長公室長、総括審議監、環境事業部長、
人・自然共生部長、行政管理部長、経営管理部長、まちづくり推進部長、
基盤整備部長、都市建設部長、上下水道事業部長、工事検査室長、
その他

1. 第8回岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部会議について

① 副本部長 小野崎助役 あいさつ

- ・最近は、産廃問題に関する新聞報道が種々されている。
- ・このような現状の中、職員は情報に流されることなく、粛々と産廃問題に対処してもらいたい。
- ・本会議は、前回の本部会議以降の経過報告と、措置命令の扱いと今後の対応について協議していただきたい。

② 前回9月28日の本部会議以降の経過報告

ア (株)善商に対する財産の仮差押えを実施

- ・10月5日に差し押さえした物件は、不動産(事務所建物)、動産(ゲート、タイヤ洗浄施設、重機2台、選別ライン及び破碎施設、焼却施設、ダンプ1台)と預金である。
- ・把握している善商の財産全てを差し押さえた。

イ 第3回検討委員会技術部会を開催(10月8日)

- ・地元の要望で米の調査をして欲しいとのことである。米の安全性、住民の安心安全の観点から実施する。
- ・崩落調査では、1週間で3cm程度の移動を確認されたが、大規模な崩落の予兆とは思われないとの判断が示された。今後も継続して調査することが望ましいとされた。
- ・表層ガス調査は、部会長の藤縄信州大学教授の研究グループが実施。
30mピッチで表層から1m下のガスを調査した結果の報告があった。今後のボーリング調査の安全確保に努める。

ウ 第8回検証委員会を開催

- ・10月14日の午前、職員からの聞き取りのため非公開で開催されたが、事務局としてはその内容は把握していない。

③ 措置命令の扱いと今後の対応について

- ・善商からの報告書では、撤去作業の進捗状況は、措置命令を発した14,346.31 m³の産廃のうち、約3,400 m³の木くずが分別されたとしている。
- ・現状を見ても、措置命令期限の10月31日までに完了できる見込みはない。こ

のため、措置命令を実現可能とするには、期限の延長が必要。

- ・ 延期する場合の前提条件は、処理・処分先の明確化。
- ・ 現時点では、木くずの処理先は三和建設と則松工業の2社のみで、搬入量にも制限がある。
- ・ 以上のことから、残量の分別と木くずの搬出にかかる日数を基に、紙くず・繊維くず、廃プラスチック類及びがれき類の処理・処分も含めた期限について協議した。